野焼きで損してませんか?

農業にともなってやむを得ず行う焼却(野焼き)は、屋外焼却禁止ルールの例外ですが、可児市生活環境の確保に関する条例ではこのような野焼きであっても「**近隣住民に迷惑を及ぼさないよう努めるものとする**」としているため、苦情があった場合には指導の対象となる場合があります。

そして野焼きには次のような欠点があります。この機会に**野焼きをしない利点を活かした農作業**を試してみませんか。

野焼きの欠点

- 1. 有機肥料やマルチなどの資材費用の負担が増える。
- 2. 大気汚染(PM2.5)や悪臭、温室効果ガスを発生させる。
- 3. 火災発生の危険や消火までの確認時間が必要になる。
- 4. 時間帯や風向き、量など周辺への気配りが必要になる。

野焼きをしない利点

- 1. わらやもみ殻などをすき込むと堆肥・肥料が節約できる!
- 2. 雑草や落ち葉、野菜くず、生ごみのたい肥化やすき込みで、 土の中の有機物が増えて、有用微生物も活性化できる!
- 3. わらやもみ殻、落葉を敷くと雑草防止や乾燥防止、防寒対策、 土はね抑制などのマルチ効果が得られる!
- 4. 大気汚染(PM2.5)や悪臭、温室効果ガスを発生させません!
- 5. 火災の危険や消火までの確認時間をなくすことができる!
- 6. 野焼きに比べて周囲への配慮が少なくできる!

問い合わせ先: 可児市役所 環境課 電話: 0574-62-1111 (代表)